



公 示 送 達 書

函 福 第 649 号

令 和 8 年 7 月 24 日

函南町長 仁科 喜世志



下記の送達すべき書類において、本人の住(居)所在不明のため(本人の住(居)所在への送達困難な事情があるため)送達できませんので、当町役場福祉課に保管してありますから、御連絡があれば直ちに交付します。

介護保険法第143条の規定によりこの旨公示します。

記

送達を受けるべき方の氏名・名称	送達すべき書類の名称	備 考
杉崎 喜久江	令和8年度 第2期 介護保険料督促状	
	以 下 余 白	

注意 上記の書類を受領しないときは、介護保険法第143条の規定により、上記の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。